

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

釧路市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 阿寒区域

(1) 現況

北部の阿寒火山地帯と釧路炭田の丘陵地帯に大別できるが、丘陵地帯は町内中央部から南端まで続き、阿寒川を境にして東西に分かれ東は低い台地丘陵地であるが、西は古い地層からなる山岳丘陵地である。気象は、一般に冷涼で平均気温は5.1℃で農耕期の平均気温は12.2℃である。初霜は10月初旬で晩霜は5月下旬で作物の生育期間が限定され、農耕期の気象条件は低温・寡照で恵まれているとは言えない厳しい自然条件の中で、草地型酪農を主体として発展してきたところである。近年における酪農、肉用牛についての急激な国際情勢の変化、需給不均衡や農産業貿易の自由化から経営環境は非常に厳しい状況にある。このことから、省力化を前提とした多頭飼養形態の経営体が多くなり自走式ハーベスター等の大型牧草作業機を導入した農作業受委託、更にTMRセンターによる農作業の省力化、農業機械の効率的利用等を促進し良質かつ低コストの自給飼料の安定的確保を図ることが重要である。また、農家の高齢化等による農地の流動化対策を進めるとともに自給飼料の生産基盤の整備を積極的に実施する必要がある。

このことから、担い手への農地の集積、自給飼料の生産効率を高めるため農道の砂利敷き、排水路の泥上げなどを行う。また、国立公園を2つ有する釧路市であるので観光客を意識した農村景観づくり等に取り組む。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うようことにより、多面的機能の発揮を図ることとする。

つ有する釧路市であるので家畜排せつ物の適正な農業生産活動及び有効活用対策と観光客を意識した農村景観づくり等に取り組む。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 1 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する条項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
促進計画の区域のうち①阿寒区域・③釧路区域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号に掲げる事業
促進計画の区域のうち②音別区域	法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を促進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

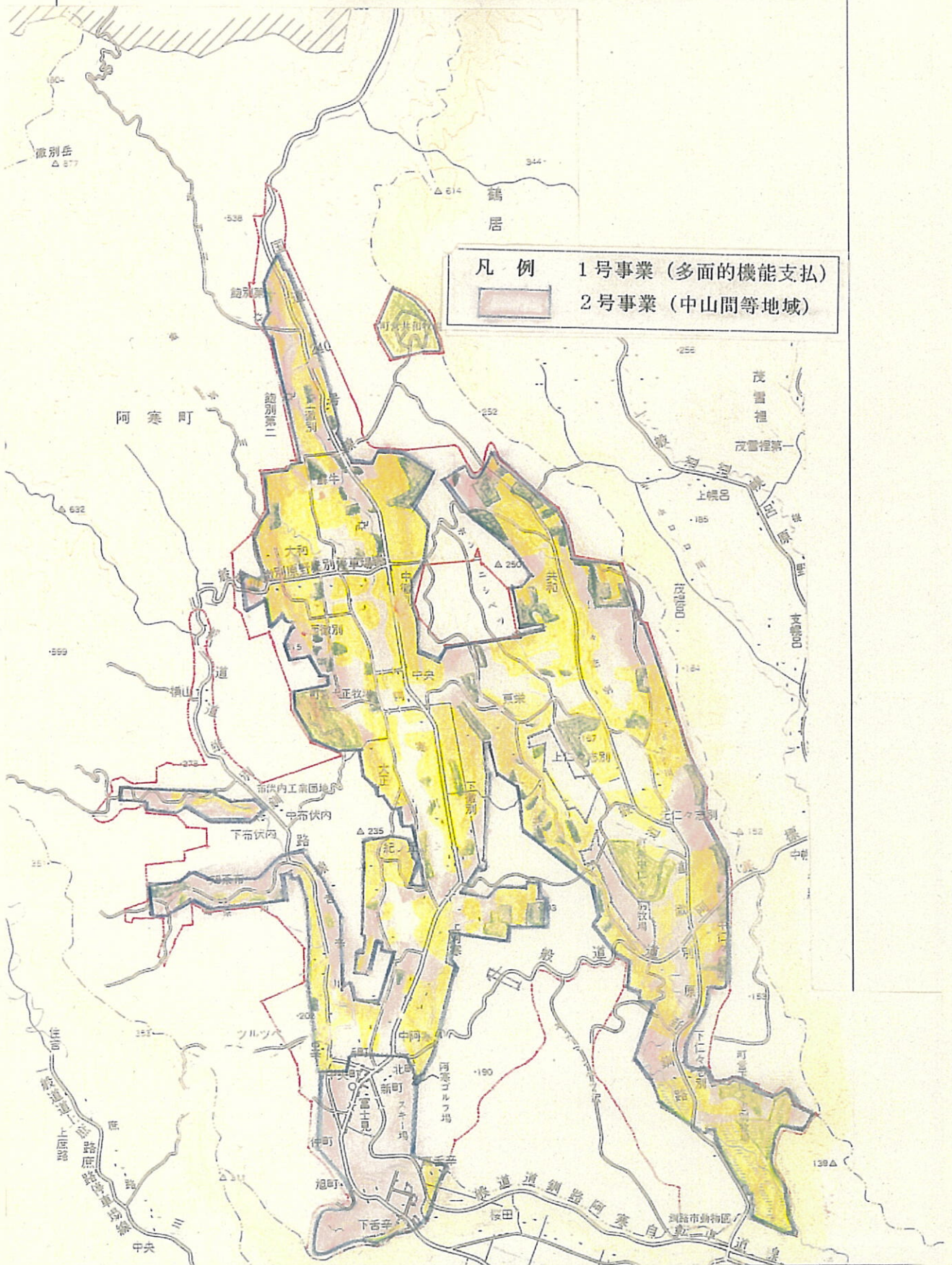
法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めるととする。

(1) 対象農用地の基準

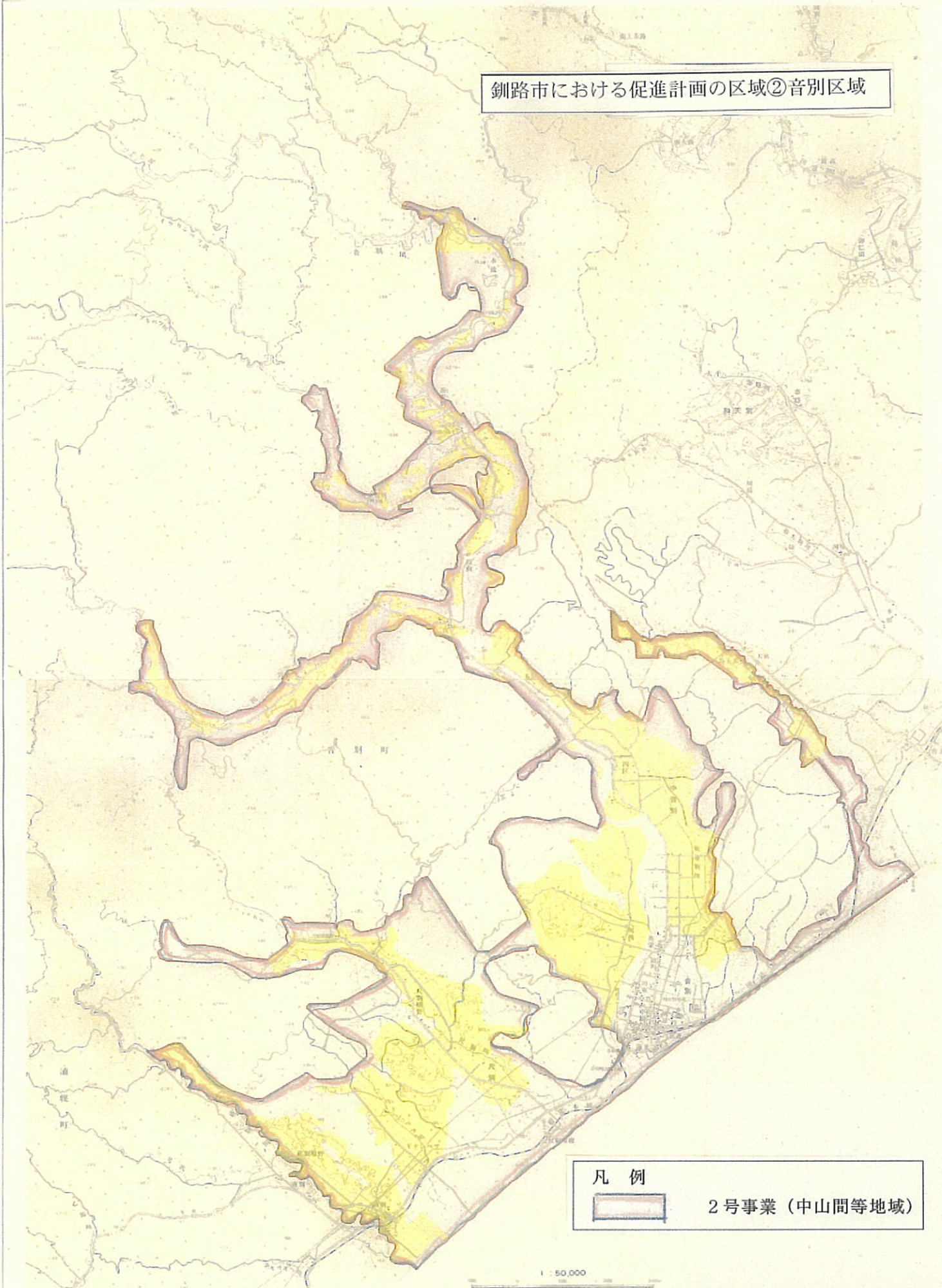
1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の団地の農用地とする。ただし、連担部分が 1 ha 未満であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が 1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

鉏路市における促進計画の区域①阿寒区域



釧路市における促進計画の区域②音別区域

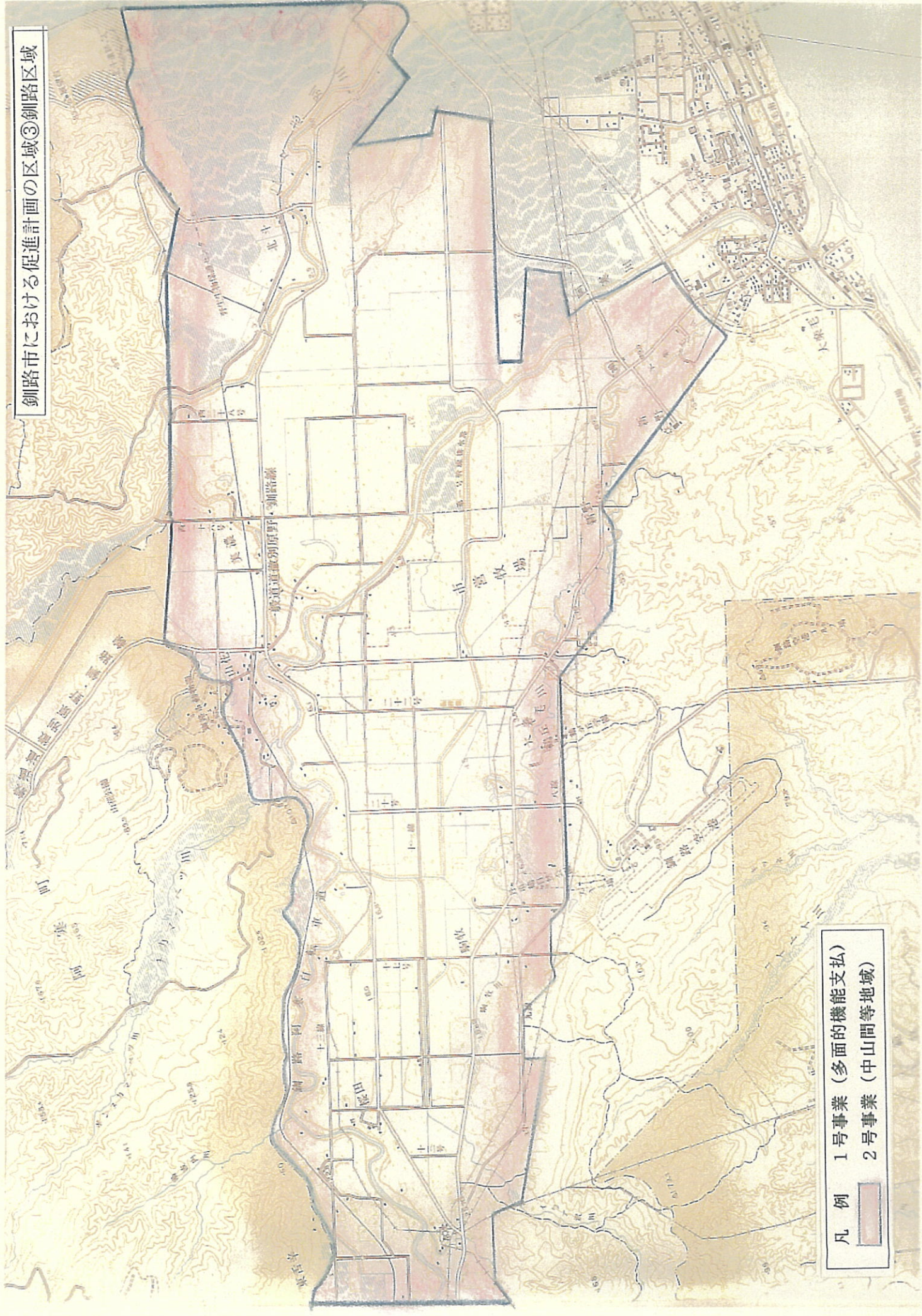


凡例



2号事業 (中山間等地域)

釧路市における促進計画の区域③釧路区域



凡例 1号事業 (多面的機能支払)
 2号事業 (中山間等地域)